

別表 3（第 7 条関係）

通所型基準緩和サービス事業所の設備

1. 食堂及び機能訓練室

3 m²×利用定員以上

※通所介護、従来相当サービスと同時に実施する場合は、それぞれの定員合計×3 m²の面積が必要

2. 静養室

1 区画 ※運営の支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可

3. 相談室

1 区画 ※運営の支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可

4. 事務室

1 区画 ※運営の支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可

5. その他の設備

消火設備その他の非常災害に必要な設備

サービスの提供に必要な設備